

社協だより

No.28

三原村社会福祉協議会：令和3年9月号

～ボランティア募集～

「ちょっとした困りごと」・「ちょっとなら手伝うよ！」というひと。

人と人との助け合う思いをマッチングする活動を計画中！

『ちょっとした困りごと・・・』の例

- 免許を返納し買い物が不便になった・・・買い物をしてきてほしい！
- 膝・腰が悪くかがめない・・・お風呂とトイレの掃除をしてほしい！
- 肩が上がらず洗濯物が干せない・・・洗濯物を干してほしい！
- ゴミ出し場までが遠く大変・・・ゴミ出しをしてほしい！
- ヘルパーさんの範囲ではない庭の掃除や窓ふき、2階の片付けをしてほしい！
- 電球や蛍光灯の交換

等々「家庭の中のちょっとした・・・でも日常において必要なことなんだけど・・・

したくても出来ない困りごと」を抱えておられる方と、「そのくらいなら手伝うよ、空いた時間に手伝ってみようか」と思っておられる方との繋ぎを支援します。

「手助けしてほしい」・「ちょっとしたことなのに自分でできなくて困っている」

という方はいませんか？ そういう方々の声に応えるべくお待ちしております。

人権・心配ごと相談所開設

下記日程にて開催

日 時：令和3年10月18日（月）

時 間：午前10時～12時・午後1時～3時

場 所：三原村農業構造改善センター

※守秘義務厳守

ひきこもりで相談したいとき・・・

社会参加を回避し、おおむね6か月以上家庭にとどまり続けている状態を

「ひきこもり」と言われています。

「育て方が間違っているから」
ということはありません。

「怠け」や「甘え」
ではありません。

誰でも、何歳からでも、引きこもり状態になる可能性はあります。

中には統合失調症などの精神疾患や発達障害が関連している場合もあります。

ひきこもりという状態は同じであっても、背景や思いはひとり一人違い、
本人はもとより、家族も密かに困惑し悩んでいるのではないのでしょうか。
話をすることから一歩踏み出してみませんか？どなたでもご相談いただけます。

・月曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分 電話：面接OK

高知県ひきこもり地域支援センター TEL:088-821-4508

〒780-0850 高知市丸の内」2-4-1 保険衛生総合庁舎1階

＝個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施＝

【緊急告知資金】 一時的な資金が必要な方「主に休業された方」

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【総合支援資金（生活支援費）】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※申し込み受付期間令和3年8月末～令和3年11月末まで

各特例貸し付けの具体的な内容については社会福祉協議会へお問い合わせください。

三原村社会福祉協議会：**TEL:46-3003** 事務局：市原